

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第159号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第8条工場課の項に次の1号を加える。

(4) 魚アラ中継施設の管理に関すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)